

## 豊明市公式 YouTube チャンネル運用ポリシー

平成 29 年 8 月 18 日 決裁

令和 7 年 9 月 8 日 改正

豊明市では、市内のイベントや四季などの動画を用いて魅力を発信するため、豊明市公式 YouTube チャンネル（以下「公式チャンネル」という。）を開設します。

公式チャンネルについては、利用者に誤解や混乱が生じないように、以下のポリシーに従って運用することとします。

なお、この運用ポリシーについては、自他の都合により予告なく見直しをすることがあります。

### 1. アカウント情報

アカウント名：豊明市広報

### 2. ページ管理者

管理者：豊明市秘書広報課

管理責任者：豊明市秘書広報課 課長

投稿者：豊明市秘書広報課職員

問い合わせ先：豊明市秘書広報課 E-mail:koho@city.toyoake.lg.jp

### 3. 目的及び位置付け

ソーシャルメディアの利点である即時性や積極性を活かし、従来からある市の広報媒体（広報紙、ホームページ等）をより効果的なものとするための補助的な媒体として、公式チャンネルを開設します。

### 4. 対応時間

投稿については原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を除く平日の執務時間内において不定期に行うものとします。

ただし、より効果的な情報発信のため、これ以外の時間に投稿を行うことがあります。

### 5. 投稿内容

投稿内容については「豊明市ソーシャルメディア活用ガイドライン」に基づき、管理者が公平な立場で、市及び市民に広く有益な情報を優先して決定することとします。

投稿の頻度や性質については、適宜調整しながら活用していくものとします。

### 6. 免責事項

(1) 公式チャンネルの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等については、これを補償することはできません。

(2) 公式チャンネルの内容については予告なく変更、削除することがあります。

(3) 公式チャンネルの利用方法など技術的な質問等については、市は一切お答えすることができません。

(4) 公式チャンネル内に自動的に表示される広告については、豊明市とは一切関係ありません。

## **7. 制限事項**

- (1) 管理者以外が公式チャンネルへ動画を投稿することはできません。
- (2) 公式チャンネルへコメントを投稿することはできません。
- (3) 不適切な表現に対しては、**YouTube** の制限付きモードを設定しています。

## **8. 知的財産権**

公式チャンネルに掲載している個々の情報（動画、文章等）に関する知的財産権（著作権等全ての権利）は市又はその原作者等に帰属します。

当ページの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められた例外を除き、無断で複製・転載することはできません。

## **9. 個人情報**

当ページにおける個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき取り扱うこととします。

## **10. その他**

このポリシーに定めのない事項については、秘書広報課長が別に定めるものとします。